令和2年(2020年)3月19日開会

令和2年(2020年)第3回

茨木市教育委員会臨時会会議録 绿

茨木市教育委員会

- ◆ 令和2年3月19日(木)第3回教育委員会臨時会を南館6階 会議室で開催した。
- ◆ 出席委員

祐一 教 育 長 尚 田 教育長職務代理者 由紀子 武 内 委 片 正 敏 員 Щ 委 員 安 秀 篠 永 委 員 堀 村 佳奈子

◆ 本委員会に出席した者

教育総務部長 乾 克 文 教育政策課長 玉 谷 圭 太 学 務 課 義 孝 長 堤 設 課 長 純 施 中 井 教 栄 子 社会教育振興課長 松 本 歷史文化財課長 典子 下 木 中央図書館長 典 子 吉 田 藤 学校教育部長 加 拓 学校教育推進課長 平 谷 周 教 職 員 課 長 岩 城 大 将 教育センター所長 足 立. 英幸 こども育成部長 尚 和人 保育幼稚園総務課長 Щ 嵜 剛一 人 事 真一郎 課 長 下 薗

◆ 署名委員

委 員 片山 正 敏

( 令和2年3月19日(木)、午後4時00分)

議事日程 (令和2年第3回茨木市教育委員会臨時会)

(於:市役所南館6階会議室)

| 日程 | 議案番号 | 件名                                 | 摘 | 要 |
|----|------|------------------------------------|---|---|
| 1  |      | 会議時間の決定について                        |   |   |
| 2  |      | 会議録署名委員指名について                      |   |   |
| 3  |      | 会議録の承認について                         |   |   |
| 4  | 報告1  | 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について        |   |   |
| 5  | 4    | 臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(職員人事) |   |   |
| 6  | 5    | 教職員人事(内申)について                      |   |   |
| 7  | 6    | 職員人事について                           |   |   |
| 8  |      |                                    |   |   |
| 9  |      |                                    |   |   |
| 10 |      |                                    |   |   |
| 11 |      |                                    |   |   |

### (16時00分 開会)

#### 岡田教育長

それでは、ただいまから令和2年第3回茨木市教育委員会臨時会を開会いたします。 本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。

なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後6時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

### 岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後6時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、片山委員をご指名申し上 げますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和2年第1回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和2年第2回茨木 市教育委員会定例会会議録(案)」についてお諮りいたします。

異議はございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

#### 岡田教育長

異議なしと認め、「令和2年第1回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び令和2年第2回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」については、承認することといたします。

日程第4 報告第1号「新型コロナウイルス感染症にかかる教育委員会の対応につい

て」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

### 乾教育総務部長

それでは、新型コロナウイルスの感染症にかかる教育委員会の対応について、ご報告 を申し上げます。

まず、茨木市の対応の状況でございますけども、2月の19日に対策本部を設置いたしました。翌日20日には、府からの要請に応じまして、3月20日までの市主催行事を原則中止・延期し、続いて、3月1日には、不特定多数が集まる屋内の施設を3月20日まで休館とすることを決定いたしました。3月7日には、市在住の感染症の患者が確認され、貸館であります施設も、20日まで休館することとなりました。また、3月14日には、イベント・施設等の再開に必要な条件が府から示されたことに伴いまして、市主催行事の中止と、施設の休館を3月31日まで延長することを決定いたしました。

続きまして、小中学校の対応でございますけれども、感染拡大防止のための一斉臨時休業について、文部科学省から要請を受けまして、3月2日から24日まで休校といたしました。家庭で留守番をさせることが困難な児童生徒につきましては、小学1年から3年の児童及び小中全学年の支援の必要な児童生徒を対象に、平日の8時30分から15時の間、各教室等で自習をするという、いわゆる「見守り登校」を実施いたしました。

また、高校入試につきましては、教員が代理で出願をし、入試は、各校で感染防止の 対策が講じられ、予定どおり行われました。

卒業式につきましては、予定しておりました日程どおり、中学校は3月の13日、小学校は昨日3月18日、参加者の限定、時間短縮など、各校において感染拡大防止対策をとった上で、実施をいたしました。

その他、荷物や配布物を取りに行く日の設定、学習教材を配布して一定の履修を確保 し、評価を行うなどの対応をとっております。

春休みに入りましたら、通知表を取りに来る登校日を設定し、小学校におきましては 校庭開放日を設け運動の機会をつくる、中学校におきましては留意事項を守り、部活 動を実施するという対応を行います。 また、4月の入学式につきましては、予定どおりの日程で、参加者を限定して行う予 定といたしております。

次に、幼稚園の対応の状況でございますが、幼稚園につきましては、小中学校と異なりまして、一斉に臨時休業の対象とはされておりませんでしたが、感染拡大防止の目的から、3月2日から3月23日まで休園といたしました。ただし、保育の必要な園児や、家庭での保育が困難な園児につきましては、園児の健康状態を把握し、保育環境等に留意しながら保育を実施しております。

卒園式につきましては、予定いたしておりました日程どおり、3月16日に小中学校 と同様の感染拡大防止対策をとった上で、実施をいたしました。

次に、社会教育施設の対応でございますが、市の施設の休館方針に合わせまして、お手元の資料にある表のとおり、休館をいたしました。当初は3月20日までの予定でしたが、延長されまして、現在では3月31日までの予定となっております。

なお、各館におきましては、貸室の予約受付、図書館資料の返却や予約資料貸し出しなど、可能な範囲での事務は行っております。

その他、幼・小・中学校園の休業に合わせまして、教育施設の使用や、放課後子ども 教室の開催を中止し、主催行事につきましては、市主催行事の方針に合わせまして3 月31日までのものを中止といたしております。

以上で、報告は終わります。

### 岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

### 篠永委員

今までの当市の教育委員会の対応について、非常に適切であると思っております。新年度、新学期を迎えるに当たって、例えば小学校などでは、新年度の健康診断などあるかなと思いますけれど、それの実施が例年どおりでいいのか、あるいは実施の方法なども、ぼちぼち検討し始めておく必要があるかなと思いますので、医師会と、あるいは歯科医師会さんなどのご協力いただいている団体と相談しながら、検診者と検者のお互いが、それぞれ感染させない、感染しないというような配慮、手指の消毒の設備の徹底など、ちょっと従前とは違うというところを意識していただきながら、その

実施方法について、またちょっと、新たなお取り組みが必要かなとは思いますので、 そのあたり、まだ今からかなとは思うんですけれども、ご検討を始めていただけたら と思いますが、何か今、決まっていますでしょうか。

今日、有識者会議が中央のほうであるので、ここから数か月先の展望、ゴールデンウィークも含めてですね、何かおりてくるものがあるとは思うんですけど、そのあたりをちょっと意識しながら、ご対応をお願いしたいかなと思っています。

### 堤学務課長

ご指摘の件ですが、現時点では、国からの通知はまだおりておりません。大阪府教委 に確認しましたところ、府のほうも国にもらっていないということを聞いております。

#### 篠永委員

ありがとうございました。

#### 片山委員

小中学校の春季休業中の対応ということで、 (7) の校庭開放について、もう少し詳細にお聞きしたいんですが、平日5日、1回3時間程度、これはどういう形で開放するんでしょうか。例えば、時間は午前なのか午後なのか、3時間はどういう形で時間を設定されているのか。それから、開放されたときに、子どもたちがどういう使い方をするのか、例えば遊び方など、どういうような指導をされるのかをお聞きしたいということと、中学校で部活動をされる場合、どの部活動は許して、どの部活動は許さないのかというあたりの内容ですね。それから、中学校では校庭開放はするのかしないのか。あと、これは子どもたちだけの利用であって、例えば保護者の方が来られた場合、入れるのか入れないのか。そのあたりの、利用についてのチェックは誰がどのようにチェックしていかれるのか、またどういうふうに考えておられるのか、教えていただきたい。

#### 谷学校教育推進課長

春休み中の校庭開放についてでございます。まず、形として、1日3時間というところなんですけれど、これは学童保育と相談して開けてくださいということで、学校に

はお願いしています。ですので、9時から12時のところもあれば、13時から16時というところもあるかと思います。午前に1時間、午後に2時間と分けている学校など、学童の活動との調整ということで考えています。

また、ホームページを通して、約束事を幾つか設定しています。ざっと申し上げていきますが、検温と手洗いの徹底をすること、発熱の症状がある場合は登校しないでくださいということ。

それと、校庭開放を利用できるのは在籍児童とその保護者や兄弟ということで設定していますので、先ほどの保護者がいらっしゃったらどうなのかというところに関しては、一緒に見守るという形は了承させていただいているような状況です。

教職員の監督は、これはしないという形です。ただ、緊急のけが等については、応急 処置はしてくださいということは学校には伝えています。体育館の使用はできません。

また、3原則を守れない遊びは禁止ですということ、これは後でまたご説明します。 学校で決めている校庭の使い方のルールを守ってくださいということ。

登下校及び活動中の事故については、保護者責任となります。いわゆるスポーツ振興 センターの保険の対象外ということになっています。

中学校のほうは部活動可としているんですけど、この部分について、先に申し上げますと、クラスター発生のリスクを下げる3原則というのが府からおりてきていまして、これをきっちりと守ってくださいというのがあります。1つ目が換気の励行、2方向の窓を同時に開けるなどということで、換気が1つです。次に、人の密度を下げるというところです。大体、人と人の間が1メートルから2メートルというふうに設定されています。ですので、会場の広さをある程度、確保してくださいというものがございます。3番目として、近距離での会話や発声、高唱、大声で叫ぶ、歌うということを避けてくださいというところが3原則としてございます。これは、小学校、中学校、両方とも、感染を予防するというところであるものです。

中学校の活動のほうに戻ります。中学校においても、検温、手洗いの徹底、発熱がある場合は参加しない。中学校は、運動場、体育館、教室の利用は可ということにしております。また、中学校につきましては、部活動は可としていますが、それに伴う校庭の開放というのは行っておりません。部活動のみの使用ということになっております。

部活動の具体的な内容なんですけれど、グラウンドで部活動を行うには、あまり制限

はないかと思うんですけれど、例えば、柔道のような接近を伴うものは避けてくださいということはお話ししています。あと、例えば吹奏楽で、1つの音楽室での合奏というのもちょっと避けてほしい内容だというふうに伝えています。そういったものを除いて、例えば筋トレであったり、個人練習レベルであったりというところは可ということで、学校のほうには知らせているというようなところでございます。

### 武内委員

今のお話を聞かせてもらったら、校庭開放ということなので、誰がいつ来て、誰がいつ帰ったとか、そういうチェックとかはされないのかなと思うんですけど、今までにも、外から人が来て、何か事件につながるというふうなことがあって、そういう安全面のことが懸念されるんですけれども、そのあたり、子どもと、それから兄弟、保護者は来てもいいということですが、それ以外の部外者というんですか、そういう人については、何か排除できるような、そういうふうなことを考えられているのでしょうか。それから、先ほども出ていましたけれども、もし、けがとかあったときに、どういうふうに対応するかというふうなところ、大きなけがになったらどうしたらいいのかなというふうなことが心配されるんですけれども、どうでしょうか。

### 谷学校教育推進課長

チェックというところはあるんですが、そういう意味も含めまして、保護者責任でということをお願いしている状況です。ただ、平日というところですので、教員は学校で普通に勤務をしている状況ですので、ずっと監督ということは行ってはおりませんが、急に人が来たとかというところになるとまたちょっと別なんですけれど、小学校で、なぜか中学校の部活が行われているような、そういう、いわゆる大胆な部外者みたいなところは、緩やかに監督はできるというふうには考えております。

ただ、けがをしたときにというところですが、基本的にその学校の児童ということで、 保護者がいらっしゃるか、複数で遊びに来るということを想定しています。ですので、 けがをしたときには他の誰かが職員室に来るような関係性といいますか、そういうの を持った子どもたちが遊びに来ているというふうに考えているところです。

## 武内委員

先生方がどの程度対応できるかというあたりは、学校によってその体制が違うと思う んですけれども、少し不安な面もあるので、そのあたり、学校のほうとの連携をしっ かりとっていただけたらありがたいかなというふうに考えます。

それから、もう一つ、全然話が別なんですけれども、(6)の履修と評価というところで、学習教材を学習して、評価についてはこれまでの学習状況に基づき実施という、このあたりね、中学校はかなり厳しいのかなと思うんですけども、小学校は次年度に繰り越してみたいなことができるかなとも思いますし、柔軟に課題とか出されて、それに基づいて、子どもたちが自宅学習していると信じたいんですけれども、このあたりのところは、どんな状況なんでしょうか。

### 谷学校教育推進課長

まず、先ほどの校庭開放の不安についてなんですけれども、このあたりはちょっと、 校長会を通じて、監督義務はないんですけれど、けがのないようにお願いしたいとい うことは伝えていきたいとは思います。

評価のほうなんですけれど、休校が3月2日からということになっておりまして、多くの中学校では、もう学年末テストが終わった状況、全部の学校がそうだとは確認はしていないんですけれど、その前々日、週末の金曜日をもってテストが終わったというところも多いというふうに考えています。恐らく3月に学年末テストをするところは少なかったんではないかなと思いますので、一定の学習評価ができる材料はそろっているのではないかなというふうに思っています。

ですが、当然、中学校でも小学校でもですが、3月中に学習する内容はありますので、それについては、ここにもあります13日までに配布する学習課題で、まずは補っていく。で、当然、プリント学習では難しいというところはありますので、そのあたりは新年度、新しい内容を学習すると同時に、復習することもありますので、その中で、きちんと学習内容を押さえていきたいというふうには考えております。

#### 武内委員

それと、もう一つは、授業時数としては、こんな突発的なことなので、どういうふうに考えていいのか、ちょっと私もわからないんですけれども、どんな状況なんでしょうか。

### 谷学校教育推進課長

授業時数については、もう以前から、例えばインフルエンザ等でも一緒で、授業時数が足りないことをもって未履修扱いとはしないというものがありまして、それ以上に、時間も大事ですけれども学習内容をきちんと押さえるようにというところが指示として出ていますので、大事なのは今出ている宿題の学習内容と、春からどれだけフォローしていくかというところではないかというふうに考えております。

#### 武内委員

わかりました。

### 堀村委員

その春からのフォローなんですけど、卒業してしまう生徒さんに関しては、進学先でのフォローというところを、元の学校と連携して行っていくとかいうようなことは、何か考えておられるんでしょうか。

#### 谷学校教育推進課長

国や府の通知の中で、在校生については先ほど申し上げた内容なんですが、卒業生についても進学先と連携をして補うようにというところがありますので、小中であれば、こちらのほうで連携はできるというか、進めていけるんですけれど、恐らく高校においても、3月に授業をしていないのはもうどこも一緒ですので、恐らく高校は高校で、進学された後に補う内容はやってくれるのかなというふうには考えています。

### 武内委員

学習内容の引き継ぎというか、それも大事なんですけれども、今までも幼・小の進学、入学について、幼稚園と小学校との引き継ぎというか、そういうことをされていると思いますし、小中学校についてもそうだと思うんですけれども、そのあたり、子どもの様子の引き継ぎみたいなところはスムーズにできることを願っているんですけれども、もう既に2月ぐらいにされているんですかね。3月に入ってからということなんでしょうか。学習の状況も含めて、それから子どもたちの活動の様子も、生活の様子

も含めての引き継ぎがスムーズにできるようにということを願っています。

それから、特に小学校の体験入学なんかは1月末、2月ぐらいですかね。もう、それは幼稚園の子どもたちを招いて、もう終わっているのか、ある程度、例年どおりの形で受け入れ体制とか、そういう準備ができていっているのかどうかというあたりも教えてください。

### 谷学校教育推進課長

引き継ぎについてでございますが、この間、大人数が集まるような会議等は禁止ということにはしているんですが、少人数の打ち合わせということについては可ということにしております。ですので、例年どおり、何らかの形で引き継ぎはしてくれているものと思っていますが、ただ、時期については、ひと月ありますので、例年であれば卒業式後というところで設定されると思うんですが、もしかすると3月のうちに、早い段階でされている場合もあるかもしれません。そのあたりはすみません、いつやっているかという状況までは把握ができておりません。

で、小学校の体験入学についても、もう既に実施できている状況ですので、このあたりも含めて、まだ入学式は実施するということなんですけれど、それに向けて、少しずつ準備は整っていっているというふうに考えております。

### 武内委員

(8) に入学式は予定の日程で実施ということを書いていただいているんですけれど も、小学校、中学校それぞれいつの予定ですか。

# 谷学校教育推進課長

小学校は4月7日、中学校は4月8日です。

#### 堀村委員

(7) の登校日はこれから設けられると思うんですけれども、これは各学年ごと、一 斉に学校ごとに同じ日にされるのか、分けてされるのかなど、教えていただければと 思います。

### 谷学校教育推進課長

登校日についてなんですけれど、一応、設定としては、3月25日から3月31日の間に設定するというところで、学年、学級で、日を分けることも可という言い方をしております。ですが、恐らくですけど、一斉に、同じ日にするのではないかなということは予想しております。恐らく25日に、全校生徒を集めてというか、登校はさせて、教室で、恐らく放送で、校長先生がお話をされて、あとは通知表を配るということになるのではないかと考えております。短時間でやってくださいということを指示しておりますので、そのあたりはうまく、テンポよくすべきことをやっていただけると思います。それで、最後、学期を締めくくって終わるのではないかなというふうに思います。

### 堀村委員

ありがとうございます。

### 篠永委員

新学期になれば、登校が始まったりする予定なんですけれども、みんながみんな健康な子どもたちばかりじゃないという中で、従前の既存の感染症としての風邪の人もあれば、花粉症の人もあったりとかですね、その中でごくごくまれに、コロナの人が無症状であったりとか、いろいろな想定されるとは思いますが、確実に健康を担保するというのは医者ですら難しいことであって、やはり茨木市教育委員会としては、学校が始まったときに、子どもたちが登校していい基準ですね、これは何か決まっているのでしょうか。確か、保育所、幼稚園などでは、こういう症状のときはこうして、という通達が出ていて、厳密に守られておるところなんですけど、いざ小学校、中学校が始まって、子どもたちがこういう場合はちょっと控えてくださいという基準は、もうあらかじめ決まっているんでしょうか。

そのあたりは、今日有識者会議があって、そこでまた振り出しに戻る場合もあるんですけども、そのあたり、ちょっと風邪ぎみの人を受け入れてもいいのかとかですね、保護者の方がやはり心配すると思います。保育所等でこれだけ厳格にやっているわけですから、何かしら決めていてしかるべきかなと思いますので、そのあたり、まだ数日間日にちはありますから、まだはっきり決まっていないようでしたら、今日有識者

会議が中央でありますから、それを踏まえて、新たにちょっと整理していただきながら、混乱をきたさないように、あるいは医療機関に負担がかかりにくいようにですね、 わかりやすい目安というのを構築していっていただきたいなと思いますが、今、ある 程度、決まっているんでしょうか。

### 谷学校教育推進課長

新学期からにつきましては、本日19日の国からの指示を待ってというところである んですけども、春休み中の登校日とか入学式等については、一定ちょっと設定はして おります。

まず、参加についてなんですが、児童生徒が感染した場合、濃厚接触者と特定された場合、発熱等の症状がある場合は参加できないというふうにしております。同居者を含むということで、家族が濃厚接触者と特定された場合は、児童生徒に発熱やせき等の症状があれば参加できないという形で、今のところは設定をしております。

いわゆる見守り登校についても、朝、検温をしてくるようにということで指示はして おりますので、一定、元気に登校ができるという状況で学校に来てくれているという ふうに考えています。

### 篠永委員

わかりました。

### 武内委員

その登校できることを前提として、そのときには、やはり朝、体温をはかったとかね、何度だったというふうなチェックを家庭でもするということは、例えば水泳のときに、朝の体温をはかって、記録してから先生に見せるというふうなね、そういうのをやっていると思うんですけど、それと同じように、やはり保護者のほうにも意識を持ってもらって、そのあたり、きちっとするということが大事かなというふうに思いますし、先生たちも、その子どもがちゃんとはかってきているかということとか、せきがないかとか、その健康観察みたいなことを徹底して、なおざりにならないようにということは大事なことだと思いますので、そのあたり、よろしくご指導ください。

### 堤学務課長

現時点での対応としましては、見守り登校中について、児童生徒の健康状態や体温などを記入いただく見守り登校カードの作成を行っております。こちらは、各校の実情に合わせまして、見守り登校カードに毎日、ご記入いただくであるとか、連絡帳などで同様の健康を管理していただくという対応を、各学校にお願いさせていただいております。

### 武内委員

はい、ありがとうございます。

#### 片山委員

今、検温の話が出ましたけど、どこの国でもね、非接触型の検温器ではかられて、異常があるかないかというのをチェックされていますね。学校の場合は、各自、家で検温してから来るということでいいかと思うんですけれど、新学期に入ってからも同じような、そういう検温体制、これは続けていかれるのかどうかということについて教えてください。

それと、例えば、幼稚園や保育所の場合ですね、子どもたちの調子が悪そうでしたら、体温をはかりますね。それは、そういう非接触型のものではかるのか、どういう形で子どもたちの健康状態を把握されるのでしょうか。どういう方法を考えておられるのか、教えていただければと思います。

#### 山嵜保育幼稚園総務課長

幼稚園、保育所の対応でございます。幼稚園児や保育所でお預かりしているお子さんは、お預かりしている間にも体調の変化が見られることが多く、なるべく非接触型の体温計を、看護師配置のところでは常備しているんですけれども、そうでないところでは普通の体温計によって検温する、そういった状況でございます。

#### 谷学校教育推進課長

新学期からの検温についてなんですけれども、今のところはまだ確定はしていないんですけれども、状況を見ながら、検温を義務づけるということも考えないといけない

と思います。ただ、見守り登校のときにも案として出たんですけれど、朝、体温をはかってこなかった子の体温をどうするかというところはちょっと議論になりました。おっしゃるとおり非接触型でない、接触型の体温計しかない状況の中で、体温計の使いまわしはどうかというところがありますので、そのあたりは体温以外のところで体調をちゃんと見てというところは共有しているところです。新学期については、これからまた検討したいと思います。

### 武内委員

あと、マスクのことがね、すごく話題になっているんですけれども、今日もちょっと病院の先生と話していたら、うつらないためにマスクするというよりも、自分がキャリア、全然症状が出ないキャリアであったときに、人にうつさないためにマスクをするというふうに、その病院の先生はおっしゃっていたんですけれどもね。そのあたりのことは、子どもたち、どういうふうに考えるというか、マスクの着用については、どんなふうにとらえたらいいんでしょう。何か指示はされていますか。

#### 堤学務課長

現時点では、マスクについて、着用のお願いなどはさせていただいておりません。

### 篠永委員

私からの意見としては、やはり需要が高まって、買い求められないご家庭もありますし、運よくご購入できたご家庭もあるというところで、感染防御の真骨頂というのは、とにかくお金をかけずにできることをするというのがやっぱり共通の理念といいますか、一番の土台にあって、それが、たとえ未開の土地であっても、あるいは先進国であってもですね、今あるもので、とにかく創意工夫するというところが大事かと思います。あるんだったらそれを使えばいいし、ないんだったらそれなりに努力する、頻回に手洗いをするとか、消毒液がなければ石けんで手を丁寧に洗うとか、石けんがなかったら流水でさらに丁寧に洗うと。そういう考え方なんだと思います。

確かに、学校の保健室、非接触型の体温計ないんですけれど、だったら、一回使ったら、消毒液があれば、先をちょっとアルコール消毒して使うとかですね、そういう細かな知恵で乗り切るという姿勢じゃないと、ないからしないというのは、もうパニッ

クを巻き起こしますので、今あることで、みんなで乗り切るという考え方が必要かと 思います。

マスクが潤沢にあれば、全員着用して学校に来たらいいんですけども、それが果たして正しく使えているかというと、また指導もしないといけないと思いますし、それはもう強制とか、そういうのじゃなくて、マスクしていないから、というような村八分にならないようにですね、そのあたりは、現場の先生方の指導でカバーしていただいて、マスクしなくてもせきエチケットというのがあるよという、いい教育の機会かなと思いますので、なかったら、じゃあどうするのという考え方でいかれたらいいのかなと、私は思います。

## 堀村委員

また全然違う話で、図書館の関係なんですけれども、長い休業期間の間、児童生徒の皆さんも本を読みたいと思いますが、今、本の貸し出しは可能なんですか。予約資料というのは、本も入っているんでしょうか。

#### 吉田中央図書館長

図書館としては、できるだけ資料は提供したいなと思っていまして、本とCD、あと雑誌の予約を受け付けて、借りていただくようにしています。

### 堀村委員

その貸し出しは、どのような方法でやられているんですか。

### 吉田中央図書館長

カウンターのほうに来ていただくのと、あと中央図書館は予約受け取りコーナーがありますので、そちらのほうでご自身で借りていただくようにしています。できるだけ滞在時間は短くしたいと思いますが、予約は多くしていただきたいと思っていますので、ホームページのほうにも打ち出して使っていただける予約カードの様式を載せています。あとは、インターネットからも予約していただけるようにしております。

### 堀村委員

ありがとうございます。

### 岡田教育長

他はよろしいですか。

それでは、これをもちまして、「新型コロナウイルス感染症にかかる教育委員会の対応について」の報告を終わります。

日程第5 議案第4号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(職員人事)」を議題といたします。

### 武内委員

議案第4号は人事案件ですので、非公開でお願いいたします。

### 岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすること に異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

# 岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては、非公開といたします。

関係者以外の方の退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

<非公開>

### 岡田教育長

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

## 岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

### 岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号「教職員人事(内申)について」を、議題といたします。

## 武内委員

議案第5号も人事案件ですので、非公開でお願いいたします。

### 岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が出されましたが、本件を非公開とすることに 異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

## 岡田教育長

異議なしと認めまして、本件を非公開といたします。

暫時休憩いたします。

<非公開>

### 岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

### 岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

## 岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号「職員人事について」を議題といたします。

### 武内委員

議案第6号についても人事案件ですので、非公開でお願いいたします。

### 岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすること に異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

## 岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては、非公開といたします。

暫時休憩します。

<非公開>

### 岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

## (各委員「原案賛成」の発言あり)

### 岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。 本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

## 岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。 令和2年第3回茨木市教育委員会臨時会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

(17時25分 閉会)

|   | 以上会議の顛末を記載し、 | 茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに | 署名する。 |
|---|--------------|------------------------|-------|
|   |              |                        |       |
|   |              |                        |       |
|   |              |                        |       |
|   |              |                        |       |
|   |              |                        |       |
| 令 | 和2年3月19日     |                        |       |

茨 木 市 教 育 委 員 会

| 教 | 育 | 長 |  |
|---|---|---|--|
|   |   |   |  |

署名委員\_\_\_\_\_